

もしもの災害に備えて

避難行動要支援者名簿を作成しています

■ 避難行動要支援者名簿とは

平成25年の災害対策基本法の改正により、災害時において自力での避難が難しい高齢者や障がい者の方などを各自自治体の「避難行動要支援者名簿」に登録することが義務付けられました。

その名簿の情報は、対象となる本人の同意を得た上で平常時から消防や警察、民生委員、町内会長などの避難支援等関係者に提供し、災害時の安否確認や避難誘導等に役立てます。

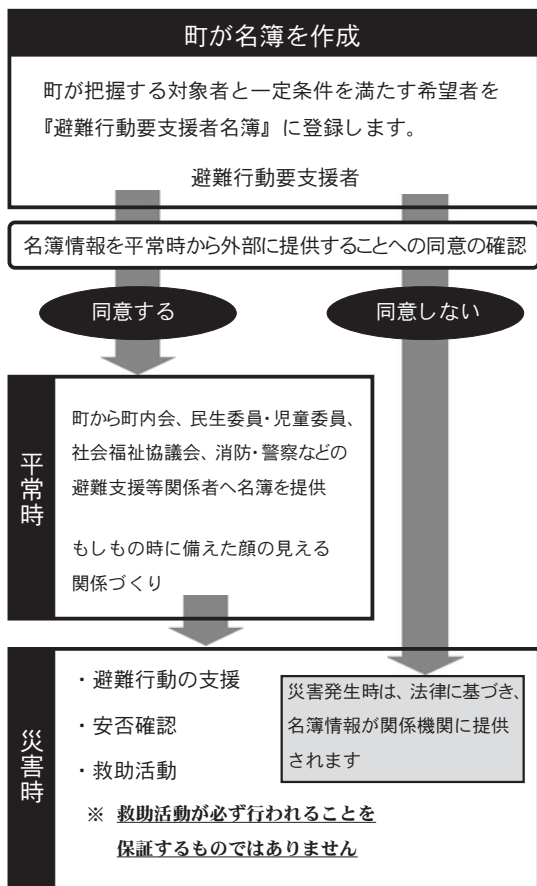
○ 名簿記載情報

氏名、住所、生年月日、性別、電話番号、支援を必要とする事由

○ 個人情報の取扱い

町関係部局及び避難支援等関係者において適正に管理し、当該目的に合致すること、災害時における支援活動以外の目的には使用しません。

避難行動要支援者名簿活用の流れ



■ 名簿の対象となる方に同意確認を行います

避難支援等関係者に対して平常時から情報を提供するには、その情報を提供することについて対象者本人の同意が必要です。対象となる方には後日、郵送しますので、同封している「情報提供確認書」の提出をお願いします。

(同意いただくことで確実な救助や避難誘導を約束するものではありません。)

○ 対象者

次のいずれかに該当する方。ただし、施設や病院などに長期入所・入院されている方は対象となりません。

- ① 要介護認定3・4・5の方
- ② 要介護認定2の方で、下肢に麻痺がある方又は認知症高齢者の日常生活自立度がII a 以上の方
- ③ 身体障害者手帳1級または2級を所持する方
- ④ 療育手帳A判定を所持する方
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する方
- ⑥ 町の除雪サービス利用者又は緊急通報装置設置者

※ これまでに「同意」「不同意」の確認がお済みの方には通知しません。住所など記載事項に変更があった場合は連絡をお願いします。また、上記に該当しない方でも、自力での避難に不安のある方で支援を希望する方は、お問い合わせください。



▼ お問い合わせ先

総務課総務係 ☎ 62-11211

福祉課社会福祉係 ☎ 68-7004 (課直通)

羽幌町地域包括支援センター(すこやか健康センター内)

☎ 62-6021